

法人だより



ヒメギフチョウ(赤城地区会) 表紙説明はP.26

(一社) 高崎法人会
令和3年度 税制改正要望意見書

多様な働き方と
ワーク・アビリティの評価

逆境に処す ～「論語と算盤」に学ぶ～

第11回税に関する絵はがきコンクール
優秀作品紹介

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会

7月

●7月10日

- 1 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）

●7月15日

- 2 所得税の予定納税額の減額申請

●7月31日

- 3 所得税の予定納税額の納付（第1期分）
- 4 5月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 11月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 8 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

●7月中において市町村の条例で定める日

- 10 固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付

※ 税理士法施行69周年
 昭和26年6月15日公布
 昭和26年7月15日施行

8月

●8月11日

- 1 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●8月31日

- 2 6月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 3 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 5 12月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 6 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
- 8 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

●8月中において都道府県の条例で定める日

- 9 個人事業税の納付（第1期分）

●8月中において市町村の条例で定める日

- 10 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）

9月

●9月10日

- 1 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●9月30日

- 2 7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 3 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 5 1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 6 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（5月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

目次

税務カレンダー	1
令和2年度定時総会概要報告	2
春の表彰等受賞者紹介	5
令和3年度税制改正に関する提言	6
健康情報	
世界の目が集まる「マインドフルネス」とは	9
経営のヒント	
「論語と算盤」に学ぶ逆境に処す	10
緊急経済対策における税制上の措置	11
小学生の税に関する絵はがきコンクール優秀賞・女性部会賞作品紹介	13
部会だより	15
地区会だより	16

会員企業紹介・新会員・部会員紹介	17
最近の話題から	
日本のコンプがピンチ 今世紀末に消滅か	19
多様な働き方とワーク・アビリティの評価	20
税理士会コーナー	
新型コロナ禍の中小事業者支援策について	21
経営寸話【税理士 小鮎宏規】	22
税務署コーナー	
消費税の課税選択の変更に係る特例について	23
申告・納付期限の延長について	25
お知らせ・表紙説明	26

総会
概要報告



横田会長

令和二年度一般社団法人高崎法人会定時総会を、去る五月二十八日(木)午後四時より、ホテルグランビユー高崎にて開催し、下記の議案及び報告事項が承認、報告されました。

挨拶の中で横田会長は、新型コロナウイルス感染症の影響が会員にも及んでおり、新たな生活、新たな社会秩序の構築や感染症の拡大により失われた、様々な機会を取り戻す努力をし、難局を皆で乗り越えたいと述べました。

○議案を承認

議案第一号

令和元年度収支決算承認の件

(令和元年度収支決算に関する監査報告)

議案第二号

役員選任承認の件

○報告事項

①令和元年度事業報告

②令和二年度事業計画及び収支予算

議案第二号では新たな役員を選任が提案され承認されました。

新しく理事に就任された方は、神澤利之氏(高崎)、杉浦芳郎氏(高崎)、岸義将氏(高崎)、内藤賢治氏(高崎)、北村喜幸氏(高崎)、秋元良介氏(渋川)、萩原永史氏(安中)、森下喜和氏(群馬)、富澤健一氏(榛名)、岡部栄作氏(松井田)、木村幸久氏(伊香保)、大根原章友氏(箕郷)、齋藤克人氏(箕郷)、原澤一仁氏(吉岡)、岡本有司氏(榛東)、埴田紀房氏(子持)、

追川徳信氏(倉淵)、佐藤信裕氏(新町)、粕川良行氏(北橋)、木暮唱氏(赤城)、荻原高宏氏(吉井)、高橋達司氏(吉井)、横田裕正氏(青年)、岡田美智子氏(女性)、佐藤貴江氏(女性)の25名です。

総会終了後、直ちに臨時理事会が開催され、柳澤佳雄氏(箕郷)、高柳正行氏(吉井)、岩井加代子氏(女性)の3名が新たに副会長に選任されました。

○表彰式

議事終了後、表彰式が行われる予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より式は中止とし、役員功労者表彰、組織充実功労地区会表彰、組織充実功労者表彰、会員増強目標達成賞、厚生制度推進功労者感謝状贈呈、優良経理担当者表彰受賞者等が紹介されました。

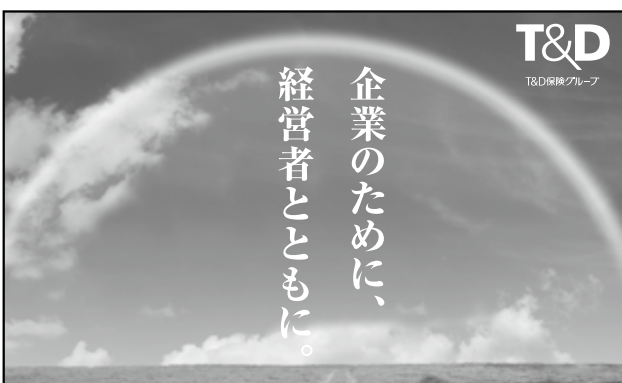
また、高崎税務署長より高崎税務署長感謝状、高崎行政県税事務所より、高崎行政県税事務所長感謝状の贈呈も紹介されました。



▶郷間高崎税務署長より直接感謝状が手渡された

当総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、下記を執り行いました。
・来場者のマスク着用依頼
・手指のアルコール消毒
・受付人員のフェイスシールドの着用
・ソーシャルディスタンスの保持

※議案の概略については三・四頁参照。
※皆様にご承認いただきました議案及び報告事項につきましては、高崎法人会ホームページの情報公開資料のページにて適宜掲載してまいります。



大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAITO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5
(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260

貸借対照表

—令和2年3月31日現在—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	13,831,882	5,694,972	8,136,910
前払金	124,140	9,594,047	△ 9,469,907
流動資産合計	13,956,022	15,289,019	△ 1,332,997
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	7,000,000	7,000,000	0
基本財産合計	7,000,000	7,000,000	0
(2) 特定資産			
社会貢献活動引当資産	700,885	700,825	60
周年行事引当資産	4,567,452	4,567,064	388
退職給付引当資産	6,111,973	6,111,497	476
財政調整引当資産	5,000,000	5,000,000	0
地区会・部会引当資産	4,287,253	3,887,042	400,211
特定資産合計	20,667,563	20,266,428	401,135
(3) その他固定資産			
什器備品	119,762	145,717	△ 25,955
電話加入権	155,784	155,784	0
保証金	2,299,000	2,299,000	0
その他固定資産合計	2,574,546	2,600,501	△ 25,955
固定資産合計	30,242,109	29,866,929	375,180
資産合計	44,198,131	45,155,948	△ 957,817
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	505,334	478,433	26,901
流動負債合計	505,334	478,433	26,901
2. 固定負債			
退職給付引当金	6,111,973	6,111,497	476
固定負債合計	6,111,973	6,111,497	476
負債合計	6,617,307	6,589,930	27,377
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	37,580,824	38,566,018	△ 985,194
一般正味財産合計	37,580,824	38,566,018	△ 985,194
(うち基本財産への充当額)	(7,000,000)	(7,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(14,555,590)	(14,154,931)	(400,659)
正味財産合計	37,580,824	38,566,018	△ 985,194
負債及び正味財産合計	44,198,131	45,155,948	△ 957,817

令和元年度正味財産増減計算書

—平成31年4月1日～令和2年3月31日—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	595	595	0
特定資産運用益	1,189	1,161	28
受取会費	28,295,000	28,525,000	△ 230,000
事業収益	900,500	843,500	57,000
受取補助金等	19,192,600	18,088,700	1,103,900
受取負担金	9,868,140	10,615,724	△ 747,584
雑収益	1,047,133	1,585,451	△ 538,318
【経常収益計】	59,305,157	59,660,131	△ 354,974
(2) 経常費用			
事業費	52,125,698	52,255,940	△ 130,242
(税の啓発活動事業)	6,863,644	6,453,598	410,046
(税務経営支援事業)	155,520	155,520	0
(地域社会貢献事業)	3,669,101	3,666,228	2,873
(会員増強事業)	498,743	440,657	58,086
(会員支援事業)	1,327,029	938,820	388,209
(地区会・部会支援事業)	17,062,660	18,475,565	△ 1,412,905
(按分共通費用)	22,549,001	22,125,552	423,449
管理費	8,164,653	8,170,084	△ 5,431
【経常費用計】	60,290,351	60,426,024	△ 135,673
【当期経常増減額】	△ 985,194	△ 765,893	△ 219,301
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△ 985,194	△ 765,893	△ 219,301
【一般正味財産期首残高】	38,566,018	39,331,911	△ 765,893
【一般正味財産期末残高】	37,580,824	38,566,018	△ 985,194
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	17,058,700	16,337,700	721,000
一般正味財産への振替額	△ 17,058,700	△ 16,337,700	△ 721,000
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	37,580,824	38,566,018	△ 985,194

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*

AIG損害保険株式会社 群馬支店 TEL. 027-223-5771

会社で入る
医療補償

ハイパーメディカル

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の
上乗せ補償

ハイパー任意労災

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

令和2年度収支予算書

—令和2年4月1日～令和3年3月31日—

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	5,000	5,000	0
特定資産運用益	5,000	5,000	0
受取会費	29,100,000	29,400,000	△ 300,000
事業収益	890,000	890,000	0
受取補助金等	18,038,800	18,907,600	△ 868,800
受取負担金	11,100,000	11,100,000	0
雑収益	1,160,000	1,260,000	△ 100,000
【経常収益計】	60,298,800	61,567,600	△ 1,268,800
(2) 経常費用			
事業費	56,718,000	55,442,900	1,275,100
(税の啓発活動事業)	7,770,000	7,600,000	170,000
(税務経営支援事業)	160,000	160,000	0
(地域社会貢献事業)	3,710,000	3,830,000	△ 120,000
(会員増強事業)	490,000	480,000	10,000
(会員支援事業)	740,000	740,000	0
(地区会・部会支援事業)	20,010,000	19,430,000	580,000
(按分共通費用)	23,838,000	23,202,900	635,100
管理費	8,902,000	8,617,100	284,900
【経常費用計】	65,620,000	64,060,000	1,560,000
【当期経常増減額】	△ 5,321,200	△ 2,492,400	△ 2,828,800
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△ 5,321,200	△ 2,492,400	△ 2,828,800
【一般正味財産期首残高】	37,580,824	38,566,018	△ 985,194
【一般正味財産期末残高】	32,259,624	36,073,618	△ 3,813,994
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	16,204,400	17,058,700	△ 854,300
一般正味財産への振替額	△ 16,204,400	△ 17,058,700	854,300
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	32,259,624	36,073,618	△ 3,813,994

表彰・感謝状
受賞者紹介

◎役員功労者表彰(5名)

悦永雅夫(高崎)、金井浩(高崎)、岸義将(高崎)、瀧澤重雄(高崎)、川崎敬一(渋川)

◎組織充実

功労地区会表彰(1地区会)
「5年連続70%台維持」
伊香保地区会

◎会員増強目標達成賞

(1地区会、1支部)
高崎地区会高南支部
子持地区会

◎組織充実功労者表彰(6名)

「5社以上」
樋口富雄(子持)、菅谷啓一(AIG)

「2年連続3社以上」

高橋正光(税理士会)
「3社以上」

浅海政幸(高崎)、高橋幸雄(群馬)、玉川秀司(AIG)

◎厚生制度

推進功労者感謝状(9名)

齋藤淑乃(大同生命)、外所麗子(大同生命)、茂木和美(大同生命)、菅谷啓一(AIG)、玉川秀司(AIG)、寺澤徹(AIG)、黒井田司(アフラック)、黒澤眞里子(アフラック)、奈良田泰明(アフラック)

◎優良経理担当者表彰(9名)

「特別表彰」

濱野葉子(高崎)、磯島真弓(高崎)、山田公明(渋川)、坂本折子(安中)、木暮ルミ(榛名)、土岡明子(榛名)

「一般表彰」

黒澤英之(高崎)、藤本賢志(高崎)、霜垣達弥(渋川)
(地区会別・五〇音順 敬称略)

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

NEW

がんをきむ
病気やケガの備えに

NEW/
ライフステージの変化に
ちゃんと応える
医療保険EVER



心配な「がん」の備えに

生きるためのがん保険
Days 1



(引受保険会社)

Affac アフラック

〒370-0841 高崎市栄町 16-11 高崎イーストタワー 13F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。

◎商品の詳細は「パンフレット」[契約概要]などをご確認ください。

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

AFツール-2018-5408-1903006 11月16日

春の表彰等受賞者紹介

（本年度春の表彰等の栄誉に浴された
役員の皆様をご紹介いたします。）
（敬称略・順不同）

高崎行政県税事務所長感謝状



川鍋 太志

理事
税制委員長
カワナベ工業㈱



竹中 隆

監事
㈱竹中組

全法連功労者表彰



樋口 富雄

理事
総務副委員長
樋口建設㈱



市川 豊行

参事
研修副委員長
㈱市川食品

県法連功労者表彰



大野 育夫

理事
高崎地区会八幡支部長
飛鳥工業㈱



古井戸 榮治

理事
組織副委員長
西毛産業㈱

豊原 英治



参事
広報委員
㈱豊原組

高崎税務署署長感謝状

一般社団法人

高崎法人会

消費税期限内納付 推進運動実施中!



- ✓ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ✓ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。
- ✓ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ✓ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※2)に応じて中間申告・納付が必要となります。

- 消費税には申告・納付期限^(※3)があります。
- 申告・納付にはe-Taxが利用できます。
- 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※2)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告1回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年4回（確定申告1回、中間申告3回）
48万円超400万円以下	年2回（確定申告1回、中間申告1回）
48万円以下	年1回（確定申告1回、中間申告不要） ^(※4)



※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※3 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

令和3年度 税制改正に関する提言〈抜粋〉

高崎法人会・税制委員会では会員の声を基に令和3年度向け税制改正に関する提言を取り纏めました。

この提言は、群馬県法人会連合会、全国法人会総連合を経て、全国80万社の法人会会員企業の声として取り纏められます。

なお、全文につきましては高崎法人会HPにて掲載予定でございますのでご参照ください。

1、はじめに

地域社会を支える中小企業の持続的な成長と新たな挑戦の為に

わが国が少子高齢化、人口減少社会が世界に先駆け到来しつつある現下状況の中、経済基盤の蘇生再建が優先課題となっております。

財政健全化目標の堅持とともに、社会保障と税の一体改革の原点に立ち、安定的な恒久財源の確保が望まれている。

また、大規模自然震災で疲弊した地域の復興は重要な課題であり、継続的、適切な支援と実効性のある措置を求める。

〳〳中略〳〳

行政改革、社会保障制度等々の見直しも含めて、一層、注力していかなければ財政再建への道のりは厳しいものと言わざるを得ず、痛みを伴う道のりではあるが、歩みだす時であり、先送りしてきた考えは、改める時であり喫緊の課題である事は言うまでもない。わが国の中小企業は、存立基盤も脆弱であり、今回のコロナ感染拡大により、大きく毀損している。景気の腰折れを防ぎ、消費を喚起するとともに、消費税率引き

上げ後の環境整備を行う観点から、行政手続の簡素化、人材育成・労働生産性向上等々並びに中小企業の事業継続・事業承継に資する税制措置を整備することが最も重要な課題となる。

雇用を通じて地域経済や財政に大きく貢献している、大企業とは異なる中小企業の特徴である多様性並びに柔軟性を生かし、地域社会を支える中小企業の持続的な成長と新たな挑戦の為に、新たな基点で活発に活動できる事業環境を整備し、中小企業の特徴に着眼した税制の実現が必要であると考える。

特に、円滑な事業承継の実現に向けた税制の根本的な見直しをはじめ、中小企業の特徴に着目し、新たな産業構造の構築を目指した成長戦略と一体となった税制の実現を要望する。

地方創生の中でも、新たな創業支援等々だけでなく、業態をただし、経営革新を行い、事業の再編と第二創業に立ち向かう中小零細企業承継には新たな支援が必要であり、幅広く、手厚く

施される時でもある。

経営者層の老齢化も進み、技術の伝承、事業承継には、多くの困難を伴っている。

家族間の相続等の課題もあり、関連法規を整理し、新たな制度を立ち上げ、事業承継の推進を図らねば、わが国の産業構造並びに地域社会を支え続けてきた担税基盤が損なわれつつあり、やがて、崩壊の危機に曝される事になる。

地域社会を支えてきた中小零細事業者にとって、持続的な成長に必要なとされる働き方改革等々も頓挫し、安定的な雇用確保もままならぬ状態であり、給与等の増額も果たせない状況下にある。

事業の継続にも、毀損した地域経済もあり、今後の偏りのある景気動向のもとでは厳しく、依然として予断は許されない状態であり、地域社会を支える重要な産業基盤である中小企業の持続的な成長を促す施策と新たな挑戦を行うための新たな税制支援が求められる。公平・中立かつ簡素な

税制に速やかに移行し、担税基盤強化を図り、努力した人が報われる税制、真面目な納税者が評価され、尊敬される社会をつくるべきである。

2、総論

(1) 行財政改革

厳しい経済状況にあるにもかかわらず、国民には震災復興と社会保障制度の財源確保のためには負担増やむなしとの考え方もあるが、これは国・地方において、ぎりぎりまで行財政改革が行われることを前提としている。

しかし、行政改革の取組みは極めて不十分であり、遅々として進まず。かえって肥大化しつつある。省庁の権益を確保する縦割り行政の弊害と行政の執行に偏りのあるとの指摘、懸念がでており、付度を繰り返す官僚の跋扈が見え隠れしている。

特に、新型コロナウイルス対策等々で露呈した官僚組織の脆弱性、及び官僚組織の昨今の不祥事で国民からの信頼感

が大きく損なわれている。国民の信頼を裏切るような事態に陥っている事は看過できない事案である。

国民に痛みを求める前に「まず隗より始めよ」の認識の下、先ず、国会議員及び地方議会議員が約束を守り、実行すべきである。議員及び政党は、今、約束した公約を果たす時であり、そのことによりはじめて国民の代表として、国民の信頼を得ることができる。

なお、以下について直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

- ① 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- ② 国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制
- ③ 特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減
- ④ 民間活力を阻害する各種規制を改廃し、民間でできることは民間に任せ成長につなげる。
- ⑤ 既得権益構造に根ざす『官』から『民』への天下り人事等の禁止

(2) 安定した

社会保障制度の確立

国、地方を通じて徹底した行政改革の推進を実行しつつ、国民に安心を与える社会保障制度を確立すべきである。

財源等については、広く国民で負担すべき事であるが、担税力等にも配慮すべきであり、担税基盤を損ねる事を危惧する。

先ずは、様々な施策執行においての国民の協力・支持と理解は政府が信頼に値するか否かが鍵となる。信頼を取り戻すには、議員及び官・行政組織が、国民の付託に応え、約束を実行し、改革を断行する事につきる。

3、各論

「法人税関係」について

(1) 定期同額給与の原則の廃止

会社役員に対する報酬が定期同額の原則から外れた支払いが認められないのは不合理なので、役員給与の損金不算入の規則を改め、定期同額給与の原則を廃止すること。

役員給与の本質は職務執

行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならないと考える。

(2) 法人所得課税

産業の空洞化を防ぎ、かつ国内の雇用確保と域内の経済活性化に資するため、法人課税実行税率の更なる引き下げをできるだけ早い時期に行うこと。

(3) 中小企業の

法人税率の軽減

大企業とは環境の異なる中小零細企業であるがゆえ、① 現行800万円の軽減税率適用所得金額を4000万円程度に引き上げ、現在15%（時限的）の軽減税率を更に一段と引き下げる。

- ② 最高税率も国際競争力強化策として、近隣諸国並みの法人実効税率に引き下げる。
- ③ 域内の経済活性化に寄与する中小企業がより一層元氣の出る税制にすべきである。

(4) 不良債権の損金算入

不良債権の実態に応じ、最大99%までの損金算入を

認めるべきである。

(5) 冠婚葬祭費等

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝金・香典・花輪等は地域に根ざした経済取引環境下にある中小零細企業にとつては広告費的要素が強いので損金算入を認めべきである。

また、その支出の目的に応じて社会通念上必要と認められる祝金、香典等又は受領者側で益金に計上される事によつて二重課税となるものについては、交際費課税の範囲から除外すべきである。

なお、800万円までの交際費の全額損金算入は、法制化を行い継続した措置となるようにすることが妥当である。

(6) 相続税

「事業承継関係」について

事業承継の意欲と努力した人が報われる事業承継が出来るようにするため、事業承継に関わる事業承継者（相続人）の相続税の軽減措置を講ずること。

特に、事業に使用している土地は事業運営の根幹をなすものであり、承継する相続税の中でも大きな課税となっており、事業承継の推進を図る上で、農業相続人の特例農地並みの評価とすること。

(7) 事業承継税制

新たな事業承継税制が創設されたが、要件等の適用を考慮し、更なる緩和並びに実態に即した要件への改善整備が必要である。

欧州主要国では相続税体系は多様なが、事業承継税制を優先させる考え方は一致している。わが国でも中小企業の活性化を目的に「事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減又は免除する」本格的な事業承継税制の創設を求める。

(8) 事業承継時の未上場株式の評価方法について

中小企業の未上場株式の評価方法を見直すべきである。経営権の安定した承継のためにも要件を整え、「払い込み金額による評価（旧額面）」とすべきである。

**(9) 相続・贈与による取得
資産の取得価格について**

相続人や贈与を受けた者が相続、贈与によって取得した資産(土地・建物・有価証券他)の取得価格は、相続税、贈与税を計算した時点の評価額とすべきである。

「その他」

(10) 消費税

税率を上げるとは、中小零細企業者にとって、過大な費用と事務の負担をさせることになるため一定の救済措置と支援策が必要である。

また、取引相手から、不当な仕入代金の減額、買いたたき、購入の強制等、増税分を適正に価額に転嫁できないことの無いよう、必要に応じた監視や措置が求められる。

更に、消費税制度の充実と信頼を確保していくためには、一層の課税の適正化に向けた取組みが求められる。軽減税率についても民意を反映し、事務負担増もあり、再度検討する必要がある。

(11) 二重課税の廃止

酒税・ガソリン税と消費

税等、二重課税は、速やかに廃止すべきである。

(12) 個人所得税

累進税率区分や諸控除の見直し、均等割の創設等、個人所得課税を抜本的に見直すべきである。

(13) 年金課税の廃止

老後の安定のための年金である。老後の生活保障を自助努力に頼る面は多いが、更に年金に課税されたのでは何の為の年金か。年金課税を速やかに廃止すべきである。

(14) 少子化対策

晩婚率、未婚率の高さ、及び出生率の低さが少子化の理由だが、現在行われている対策は子育て支援が中心である傾向が強いと思われる。先進各国の良い制度を採り入れ、子育て支援と並行して、晩婚と未婚への対策が必要である。低所得者の未婚率の高さを鑑み、税制面からも結婚適齢世代が結婚し、子供を産み育てることができる社会づくりと環境づくりが必要である。

(15) 印紙税の廃止

現在の経済取引は、事務

処理の機械化、取引形態の変化により作成される文書の形式や内容が変化し、電子決済、ペーパーレス化等が進み、電子契約等は非課税であることなど、文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じている。

大企業と下請け構造となつている中小零細企業間では発注側と受注側では取引文書の取扱いにより課税に大きな偏りが生じており、公平・中立性に欠ける。

また、印紙税は、所得、資産の保有、消費のいずれにも該当せず、その点でも特異であり、時代錯誤的な税目となつており、印紙税は廃止すべきである。

「地方税関係」について
(16) 固定資産税の見直し
全国的に地価が下落している実勢から見て、税負担が重い。早期に固定資産税、都市計画税の抜本的な見直しを実現してほしい。

また、時価の算定は収益還元方式を重視して算定を見直すように改めるべきである。

(17) 事業所税

① 事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止を求める。
② 中核都市(人口30万人以上)等だけに課税され、課税対象となる基準等が不公平であるため廃止を求める。

(18) 外形標準課税

経済の波をかぶりやすい中小零細企業には大きな負担増となる外形標準課税は資本金1億円以下の企業には課税すべきではない。

「電子申告・電子納税」EITaxとELECTAXについて

(19) 電子申告の規格統一

大規模法人の電子申告義務化等の新聞記事が発表されたが、国税職員の事務負担軽減のみを目的に導入を図るのではなく、利用者の事務軽減を図るべく省庁間の垣根を取り払い、国税と地方税を同じシステムで電子申告・納税できるように、EITaxとELECTAXの規格を統一すべきである。

(20) 電子申告の利用促進

電子申告・電子納税のさらなる利用促進に向けて、イ

ンセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度等の創設を求める。

「共通番号制度」について

(21) 共通番号制度

共通番号制度は、すでに動き出しているが、その取扱い方法や取扱う人の認識により、その扱い方が全く違ったものとなっている。信頼性を確保した推進並びに執行を望む。公平で効率の良い社会保障制度の基盤として、納税や年金、医療などに関する手続きの簡素化、事務の効率化による行政コストの削減などにつなげ、行き過ぎた管理社会・管理国家にならないことを望む。国民の警戒感!からか、理解を得られていない事もあり、マイナンバーカードの取得等が進まず、低水準で推移している現状を打破すべきである。

また、公務員であるから大丈夫という間違つた感覚で取扱う場合も散見され、データ漏えいやシステムの管理等には徹底したセキュリティ対策が必要である。

世界の目が集まる 「マインドフルネス」とは

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

「心の筋トレ」と言われる
瞑想でパワーアップ

言葉としては、マインドは心・精神、フルネスは満ちる・たつぷり、といった意味ですね。しかし現在、世界各国で提唱されているマインドフルネスとは、「自分は今、ここにいる」ことを強く意識する瞑想法を指します。

仏教の教えをベースに、1970年代にアメリカの脳科学者らによって体系付けられました。この「今ここに」は「be here now」として「how and here」として教義の核心になっています。

ただやって来て、過ぎ去って行くのだからという自然の摂理に気づき、現在の大切さが分かるそうです。つまりマインドフルネス瞑想とは、過去のことは忘れ、将来の不安は考えず、現在の大切さに気づくトレーニングである、ということでしょう。諸説はありますが、気づきという言葉は頻繁に使われ、「気づき瞑想」とも言われます。

グーグルなどの大企業がいち早く社員研修に導入したことがたちまち流布され、日本も含め世界的な追随が続いています。

マインドフルネスはスポーツ界に浸透しても不思議ではありませんが、既にアスリートにも重宝され、バスケットのマイケル・ジョーダン選手、テニスのジョコビッチ選手らが励んでいると伝わっています。

自宅で行うには「自分の呼吸に気づく」が基本とか

日本でもマインドフルネス学会が創設されて、道場のような教習所が多くできているほか、ガイダンスの書籍やビデオも多く販売されています。個人や仲間間で健康のために瞑想に励む機会も高まっています。そして自宅で行う主婦や仕事帰りの男性も激増しているのです。そのポイントを示します。

まず座布団に座ります。正座でも足を組んでも、さらに椅子に座っても構いません。ただし姿勢は背筋を伸ばし、初めは半眼から静かに目をつぶります。さて「ここにいるのを意識する」とは難しいかも知れませんが、意識して呼吸をするとコツが分かってくる。ああ今、息が出ていった、今度は入ってきた……といった要領です。

この呼吸法が自然の形で身につけてくると、次第に自分は今、生きているのだ、感謝をしなれば、といった意識に変わり、心が安定して、理解力や集中力が高まっていくそうです。初めは5分ほどでもいいですが、馴れてくると15分ほどは欲しいですね。そして重要なのは、習慣として毎日続けること。そうでないと「心の筋トレ」にはなりません。

洗脳などで問題になったマインドコントロールです。先日、知り合いの若い女性が「今ね、マインドに凝っているの」と嬉しそうに言うので、「誤解を招かないように、フルネームで話さない」と忠告しました。

瞑想を辞書で引くと「目を閉じて静かに考えること」とありますが、人類の歴史は瞑想と共にある、とも言えるのではないのでしょうか。日本の座禅は元より、インドのヨガ(ヨーガとも)もそうですし、中国の太極拳は「動く瞑想」呼ばれています。

沈黙考という四字熟語のある日本では、これまでの瞑想とは少し違うかも知れませんが、黙って静かに考えるのは日常的でした。筆者は中学生の頃から大人に混じって剣道をしていましたが、終わると正座して目をつぶり、本日の反省点を考えるのが日課でした。「心の筋トレ」はともかく、頭の中がリフレッシュされたのは確かでした。

「論語と算盤」に学ぶ

逆境に処す

経営コンサルタント 土本隆一

経営に携わっている者にとって、誰しもが順境を願うものです。

しかし、突如として起きる障害や逆境に見舞われることも避けられないことがあります。心砕いて克服していかねばなりません。

その起きた逆境にどう向き合っていけばいいのかと思索することも少なくありません。

日本初の銀行など、約500もの企業や約600の教育福祉事業の設立に携わり、「日本資本主義の父」と呼ばれた渋沢栄一氏が76歳で執筆した「論語と算盤」に、起きた逆境に処する経営者に向けての答を記しています。

自然的の逆境に処するに当たっては、まず天命に安んじ、おもむろに來るべき運命を待ちつつ撓まず屈せず勉強するがよい。

それに反して、人為的の逆境に陥った場合はいかにすべきかというに、これは多く自働的になれば、何でも自分に顧みて悪い点を改めるより外はない。

渋沢氏は、逆境には自然的の逆境と人為的の逆境の2つの種類の逆境があるとして、それに対処していく要諦を伝えているのです。

自然的逆境。東日本大震災や直近相次ぐ台風や豪雨などの災害は、経営にも甚

大な影響をもたらしました。それら災害は、単に被災だけでなく、企業経営にとっ

て、サプライチェーン（原材料調達・生産管理・物流・販売までの連続したシステム）の停滞によって、自助努力の限界を超えかねないほどに、企業の存続や経済への危機さえもたらしかねないものがありました。

渋沢氏は、この自然的逆境である天災に狼狽せず、天命として受け入れ、心を萎えさせることなく、來るべき時に向けた「勉強」を重ね続けることが大事だと伝えていきます。

「勉強」を今日的に置き換えれば、自社の持てるコアコンピタンス（経営の強み）を最大化し、社会や顧客の求めに応えたビジネスモデルを構築していくことに心を砕き、努めていき、來るべきに備えていくことを伝えているものと解されます。

「撓まず屈せず」の表記の中に、剛毅の心を持って

論されているようにも思えるのです。

さて、一方の人為的逆境。これは足らざる、至らざる自らが招いたことによる逆境と解されます。順調でありたいと願いながらも逆境に陥るのは、自然的逆境とは違い、自らが招いてしまふものだとして指摘しているのです。

この逆境を克服するためには、自分で心掛けて、自分の悪い点を改めて努めていくしかないのだと喝破しています。

しかも、渋沢は、「論語と算盤」の中で、「自分からこうしたい、ああしたいと奮励さえすれば、大概はその意のごとくになるものである。しかるに、多くの人は自ら幸福なる運命を招こうとはせず、かえって手前の方から故意にねじけた人となって逆境を招くようなことをしてしまふ」と、順調に立ちたいという意思を強く持つて歩んでいくことを説いています。

順調な自らの未来を信じて、自分がやりたい方向に向けて努めていけば、逆境とは無縁の未来を実現できることだと導いているのです。

しかし、どうせ叶うことなどないと「故意にねじけた人」になってしまい、逆境を招くのだとしています。

アメリカの実業家であるアンドリュー・カーネギーは「成功者は自分のやりたいうことを仕事にしている」という言葉を残しており、カーネギーが渋沢を尊敬していたことを浮き彫りにしています。

幕末から明治の激動する時代に、日本の近代国家の礎を築き上げた渋沢が綴った「論語と算盤」。

孔子の教えを、「道徳経済合一説」としてまとめ上げられた言葉に現代の経営者に語り掛けてきて余りあるものを感じずにはいられません。経営者の皆様に「論語と算盤」のご二読をお薦めします。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同期比概ね20%以上の減**）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷担保は不要。
- ▷延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- | | |
|--------|----------------------------|
| （要件） | 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備 |
| （対象設備） | 機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア |

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）**した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
 - （注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
 - ▷法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
 - ▷個人：課税期間の翌年の3月末
 - （注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません**。

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 事業用家屋と構築物 を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置 （入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日） ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
(2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件 （取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内） ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



第11回 せい かん 税に関する え 絵はがきコンクール

令和元年度
卒業生の作品



このコンクールは法人会の租税教育活動の一環として、高崎税務署管内の小学6年生を対象に行われ、応募総数3,289点の中から、76点が入賞しました。そのうち、最優秀賞他12点を裏表紙に、優秀賞10点、女性部会賞5点をこの項にてご紹介いたします。

入賞作品は2～3月の確定申告期間中に確定申告会場前にて展示を行いました。



優秀賞

渋川市立豊秋小学校
佐藤 優来さん



優秀賞

高崎市立大類小学校
川野 詩葉さん



優秀賞

高崎市立乗附小学校
富岡 いちほさん



優秀賞

高崎市立片岡小学校
池田 瑛一さん



優秀賞

安中市立西横野小学校
柏崎 菜々子さん



優秀賞

高崎市立桜山小学校
外山 ひよりさん



優秀賞

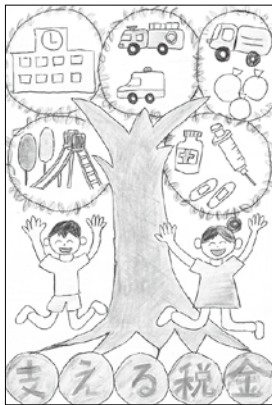
高崎市立堤ヶ岡小学校
清水 里奈さん



優秀賞

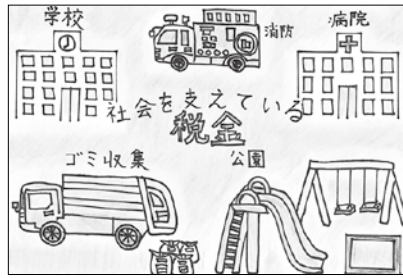
渋川市立金島小学校
千明 葵さん

小学生の税に関する絵はがきコンクール



女性部会賞

高崎市立倉賀野小学校
杉森由萌さん



優秀賞

渋川市立三原田小学校
南雲香奈さん



優秀賞

高崎市立箕輪小学校
太田玲さん



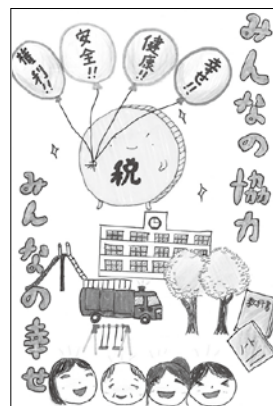
女性部会賞

吉岡町立明治小学校
伊帳田里緒さん



女性部会賞

高崎市立箕郷東小学校
小板橋夏実さん



女性部会賞

高崎市立中室田小学校
日下部小雪さん

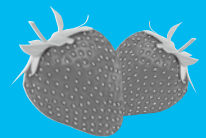


女性部会賞

渋川市立古巻小学校
高橋冬愛さん

法人会女性部会

いちごプロジェクト



みんなで出来る夏の節電対策

直射日光を避けて涼しい部屋を作ろう！

涼しい部屋を作るには直射日光を防ぐことが重要です。窓にすだれを掛けたりグリーンカーテンを作って日陰を作ると、見た目も涼しげで素敵なインテリアになります。断熱フィルムや遮光カーテンを利用しても効果があります。

ビー玉やおはじきを入れた金魚鉢を飾ったり、昔ながらの風鈴や水につけて使う和紙の水うちわなど、目や耳で涼しさを楽しむのもオススメです。

風の通り道を作ろう！

同じ温度でも風があると人は涼しく感じます。エアコンと扇風機と一緒に使って体感温度を下げましょう。冷たい空気は下へ溜まりやすくなるので、扇風機をエアコンと向かい合わせて置き、頭を上に向けてると効果的です。

また、帰宅したらまず窓やドアを2カ所以上開けて風の通り道を作り、こもった熱気を外に出してからエアコンを使うと、より冷気が循環しやすくなります。

「いちごプロジェクト」とは？

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。そのイメージを、毎年女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

基本となる9のメニュー

- ①室温 28℃を心がける。
- ②“すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげる。
- ③無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。
- ④日中は不要な照明を消す。
- ⑤テレビは省エネモードにするとともに、画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。
- ⑥炊飯器は朝にタイマーで1日分まとめて炊いて、冷蔵庫等に保存する。
- ⑦冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。
- ⑧温水洗浄便座の温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する。上記の機能がない場合、使わない時はコンセントからプラグを抜く。
- ⑨リモコンではなく、本体の電源を切る。

新入部会員募集中

高崎法人会青年部会及び女性部会では、新入部会員を募集しています。
部会入会をご希望の方は同封の入会申込書にご記入いただき、事務局までご返送ください。
ご不明な点は事務局までお問合せください。

青年部会

【対象者】

会員企業の50歳迄の経営者、役員・幹部社員、または青年部会の趣旨に賛同する方。(年会費 6,000円)

【主な事業】

- ・高崎税務署管内の小学校を対象とした租税教育活動(租税教室)等の社会貢献活動。
- ・税務・会計・経営等の研修会の主催。
- ・親睦ゴルフコンペ等の異業種交流会を行い地域の若手経営者の活性化を図る。



女性部会

【対象者】

会員企業の女性経営者並びに役員・幹部社員、または女性部会の趣旨に賛同する方。(年会費 3,000円)

【主な事業】

- ・高崎税務署管内の小学校を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」。
- ・税務、会計、経営等の研修会の開催。
- ・タオルの寄贈等、社会貢献活動。
- ・親睦を目的とした異業種交流会の開催。

社会貢献活動▶
タオルの寄贈



◀税に関する絵はがき
コンクール展示



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・相続税申告

有限会社ハコダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予算管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL:<http://www.hakoda-group.com/>

箕郷

名城復元・箕輪城跡

高崎市箕郷町の国指定史跡「箕輪城跡」は戦国時代の1500年前後に、上野国の豪族だった長野氏が築いたとされる。武田、織田、北条の各戦国大名が治めた後、徳川四天王の一人といわれた最後の城主、井伊直政が1598年に居城を和田の地に移転。「高崎」と改称したのに伴って廃城となった。

広さ約36ヘクタールの城は天守閣のない平山城と呼ばれる形態。

武将たちが生活の場とした本丸、二の丸といった曲輪を最深20メートルに及ぶ堀が囲み、起伏に富んだ要害を歩くと、荒ぶる侍の鼓動が伝わってくるようだ。

国史跡になったのは1987年。高崎のルートと言われる城で「日本100名城」の一つに挙がり、市教委が実施した8年余りの発掘調査を基に、史跡公園として整備。2016年には



復元された箕輪城跡郭馬出西虎口門

「郭馬出西虎口門」が完成。関ヶ原の戦い以前の城門で、復元されたものとしては全国最大規模という。現在は本丸と蔵屋敷を結ぶ橋を整備している。築城からおよそ五百年。戦国時代の気分が味わえる。

新町

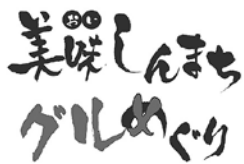
テイクアウトやデリバリー等の新たな事業展開による個店の経営力支援

新型コロナウイルスの影響で各店の経営が苦しい状況に陥っている中、テイクアウト（お持ち帰り）やデリバリー（宅配）をはじめ、または強化する店舗が増えてきています。

緊急事態宣言が解除され店舗営業も徐々に通常に戻ってきていますが、「まだお客さんが戻ってこない」といった声をききます。

また同時に、「この機会に始めたテイクアウトは引き続きやっていきたい」という声も多くあり、今後もテイクアウト（お持ち帰り）やデリバリー（宅配）は継続して利用されていくのではないかと推測されます。

当新町にも徐々にテイクアウト（お持ち帰り）やデリバリー（宅配）を取り扱う店舗が増えています。



このタイミングで当商工会の運営するサイト「美味しんぼグルめぐり」と「新町ガイドブック」のアフターコロナを見据えたりニューアルで新町の店舗をより多くの方に（来店も含めて）知っていたら、機会になるのではないかと考え、本事業を推進いたします。



経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*

AIG損害保険株式会社 群馬支店 TEL. 027-223-5771

会社で入る
医療補償

ハイパーメディカル

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の
上乗せ補償

ハイパー任意労災

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

安 中

会員企業紹介

光和自動車興業
有限会社

代表取締役

叶 祥平

一、所在地

安中市安中三十一一九一三一
TEL 〇二七―三八二―二四八

二、事業概要・会社PR

当社は昭和36年創業の自動車販売・整備業を営む企業です。三代目代表取締役である私が、当時勤めていたスバルディーラーを退職し、第三者承継を経て、現在私を含む5人で営業しています。通常の整備の他、サブ



三、経営理念

より広い地域のお客様に「安心・安全」を提供することで多くの方に素敵なカーライフを楽しんでいただくことが当社の目標です。今後もお客様からの「信頼」を裏切らぬよう、確かな技術と知識でお客様の笑顔を守る店舗を目指します。

榛 名

会員企業紹介

有限会社 里見電気製作所
「榛名山麓あかり工房里見」
ステンドグラス事業部

代表取締役

清水 久裕

一、所在地

高崎市上里見町四八二―三
TEL 〇二七―三七四―〇二六〇

二、事業概要・会社PR

昭和38年創業。業務内容はスーパードライなどのレジ（自動釣銭機）やATMの内部ユニットの組立てをメインとしています。その他大腸がん検診用の内視鏡に入るコイルや人工呼吸器に使われるコイル組立てを行っています。

三、経営理念

又、10年ほど前から取り組んでいるステンドグラス



ス製の照明の事業は少しずつ軌道に乗り始めています。新築や増改築するお客様が来社し実際に実物を見て注文していく流れとなっております。こちらの事業はお客様と直接のお取引となるため納品後のお客様の喜びの声を聴くことができる楽しさがあります。

三、経営理念

社会の中で使われる部品を作ることに伴って社員一人一人が社会貢献をしていること。その組織としての会社を守っていくことが重要であると考えています。



T&D特約グループ

安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約37万社

※2018年度末 当社調べ
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数



大同生命保険株式会社 群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F) TEL 027-223-5260



様 東

会員企業紹介

株式会社 SS清水モーターズ

代表取締役

清水 茂樹

一、所在地

北群馬郡榛東村

広馬場一六七〇ー一

TEL〇二七九一五四一三二二

二、事業概要・会社PR

当社は県道26号線広馬場信号から北へ1分の場所に立地し、新車、中古車、整備等の販売並びに修理を行っている会社です。

定休日は特に定めておらず、修理は基本、日曜祝日を除く週6日間行っています。

当社の強みとして、今回はカーエアコンの修理についてPRさせていただきます。

昨年、フロンガスクリーニングマシンを導入したことにより、今までエアコンが効かなくて、どこに行っても直らなかつたという人に対し、当社で修理ができるようになり



ました。また、冬場の低温時期は、ガスの圧力が計測できないため、カーエアコンの検査ができなかつたがフロンガスクリーニングマシンを導入したことで、外気温に左右されずに計測でき、冬から春先でも検査が可能となりました。これにより冬場に窓ガラスが曇り、除湿器が働かなくなつた時でも検査ができ、修理を行うことができます。

お困りの事が御座いましたらお気軽にご相談下さい。

新会員・部会員紹介

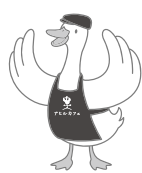
	①法人名	②代表者・部会員名	③所在地	④業種
新町	① (株)アサヒデリカ ② 佐藤 昇 ③ 高崎市新町 ④ 食品製造業	① 榎ヒカリコーポレーション ② 大橋 秀信 ③ 高崎市棟高町 ④ 建設業	高崎	① (株)Shiny One ② 小野 晋也 ③ 高崎市倉賀野町 ④ 飲食業
赤城	① ダイケン ② 大塚健太郎 ③ 渋川市赤城町三原田 ④ 塗装業	① (有)ラリック ② 片山 幹 ③ 高崎市福島町 ④ 製造販売業	高崎	① 沼賀英理子 ② 沼賀英理子 ③ 高崎市藤塚町 ④ 行政書士
	① (有)リミックス ② 新井 優子 ③ 高崎市中泉町 ④ エステティックサロン	群馬	高崎	① 第一貨物(株)高崎支社 ② 大澄 裕司 ③ 高崎市菅谷町 ④ 貨物運送事業等
問い合わせ先 (一社)高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576		群馬	高崎	① ハルナプロデュース(株) ② 中澤 幹彦 ③ 高崎市足門町 ④ 食料品製造業
			高崎	① (株)F D K ② 宮前 義夫 ③ 高崎市新保町 ④ 販売業
			高崎	① (株)笠原 ② 笠原 章生 ③ 高崎市乗附町 ④ 建設業
			高崎	① 小中正雄税理士事務所 ② 小中 正雄 ③ 高崎市下小鳥町 ④ 税理士業
			高崎	① サンセイ工業(株) ② 佐藤 良之 ③ 高崎市元島名町 ④ 製造業

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

NEW

がんをきむ
病気や
ケガの
備えに

NEW/
ライフステージの変化に
ちゃんと応える
医療保険EVER



心配な
「がん」の
備えに

生きるための
がん保険
Days 1



(引受保険会社)

Afiac アフラック

〒370-0841 高崎市栄町 16-11 高崎イーストタワー 13F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

AFツール-2018-5408-1903006 11月16日

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

日本のコンブがピンチ 今世紀末に消滅か

産経新聞科学部記者 伊藤壽一郎

わが国の食文化を、根幹から揺るがしかねない危機が忍び寄ってきています。奥深い味わい「だし」を生み出し、日本の料理に欠かすことができないコンブが、地球温暖化の影響により2090年代までに日本の海から姿を消すかもしれせん。

■20年前から漁獲急減

褐藻（かつそう）という海藻の仲間であるコンブは、寒冷な海域に生育します。日本では9割以上が北海道産で、残りは青森県、岩手県、宮城県の三陸海岸沿いなどで採れています。国内漁獲量は1997年まで十数万トンに上りましたが、その後は減少が続

宮城県以北の三陸海岸と、北海道のほぼ全域の沿岸に広く分布していたことが確認できました。

■最悪で100%消失

続いてこの分布状況に、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の気候変動予測シナリオに基づき、海洋研究開発機構などがコンピュータによるシミュレーション（模擬解析）で試算した北日本の海水温の上昇予測を当てはめました。

IPCCのシナリオは、温暖化が急速で、今世紀末の世界の平均気温が100年前より2.6〜4.8度上がるとする最悪ケースを使用。温暖化が顕著になる前に比べ、2090年代の北日本の海水温は、冬で3〜8度、夏で4〜10度上昇することになるそうです。

すると、2090年代には多くの場所がコンブの生育に適さなくなり、温暖化前の分布域の75〜100%が消

失するという結論に。従来の主要産地で、コンブが全く育たなくなる可能性があらうということです。

■最北部も過酷な環境に

肉厚で幅が広く、最高級コンブとして知られるマコンブは、生育に最適の海水温が10〜16度で、23度を超すと枯死するとされています。一方、コンブ分布域の最も北に位置する北海道稚内市沿岸では、夏の海面水温の平年値は約20度。最悪シナリオ通りに4〜10度上昇すれば、最北部ですら過酷な環境になってしまいます。

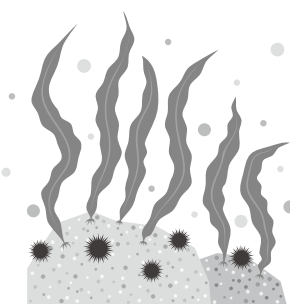
温暖化が緩やかに進む場合でも、ナガコンブやトロコンブなど、おぼろ昆布やつくだ煮の材料としてよく知られる4種が、2090年代までに消失する可能性が高いといえます。

コンブがなくなれば日本の食文化は大打撃です。和食は13年に国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形

文化遺産に登録され、重要な観光資源にもなっていることから、経済的影響が出てくるかもしれません。

コンブは、海岸付近に森のような藻場を形成しますから、小魚や甲殻類の産卵場や隠れ家として生態系の維持に貢献しています。それが失われれば、海洋生物の多様性が損なわれる懸念も出てきます。

南方のコンブの分布域が北上し、藻場を補ってくれる可能性もありますが、生態系が乱れることに変わりはありません。大切な日本の食文化を守るためにも、温暖化対策を一層強力に進めなくてはならないようです。



多様な働き方と

ワーク・アビリティの評価

雇用問題コメンテーター 長嶋 俊三

◎70歳まで働くための選択の前に

政府は、70歳まで働けるようにする定年延長や継続雇用、フリーランスなど7つの選択肢を設けるよう企業に義務づける法改正を閣議決定した。高齢期の多様な働き方については企業でさまざまな追求が実施されてきているが、その際の問題は、自分に与えられる仕事にどの程度の対応能力があるか、その尺度、診断が難しいということである。自動車メーカーで働くAさんも、年齢に関係なく働きたいと考えていたが、常に新しい技術を求められるなかで、新しい職場の技能レベルに追いついていけるかという心配があった。さいわいAさんは子会社のラ

インリーダーの職についてが、それを後押ししたのは、人事施策として社員ひとりひとりの技能レベル、健康度などについての「ワーク・アビリティ」という能力評価の基準があり、これは関連会社を含めて適用されるため、人材のミスマッチが最小限にとどめられていたからである。

◎ワーク・アビリティとは…

「ワーク・アビリティ」を評価する手法は、北欧フィンランドで開発された。ワーク・アビリティ指標(WAI)は、労働者の生涯にわたる生産性と社会参加を促す積極的な政策立案の強力な基盤となっている。産業医科大学人間工学研究室の神代雅晴前教授

は、「加齢とは、ばらつきが顕在化した」という。戦後すぐの世界で最も若い労働力を誇っていた時代の大量生産方式には、ばらつきのない若年層中心の労働力で世界に冠たる経済成長を達成した。しかし、大量生産の時代は終わり、多品種少量生産の時代に移った。しかも超高齢化のなかで、ばらつき労働集団で生産活動を行わなければならないようになった。言い換えれば、年齢に関係なく、社員ひとりひとりのワーク・アビリティを適正に診断、評価することが求められる時代になってきたといえる。ワーク・アビリティは、「健康」と「労働意欲」と「技能」の3つで構成される。「健康」とは、精神的、身体的

能力、環境変化適応力、マネジメント力の組み合わせである。

◎高齢期のプロダクト・エンジニアリングを支援する

神代前教授によれば、フィンランドで開発されたWAIは現状の労働能力をかなりの精度で評価できるが、加えて企業が社員に要求している職業能力と社員の現能力との適合度を診断する方法を補完する必要もあり、その診断チェックリストも開発しているという。最近では企業と大学などの専門機関が連携してこの種のツールを開発する例が多くなってきたが、働く能力の評価は、高齢期のプロダクティブ・エイジングの可能性が高まることは確かだ。



Affac
アフラックサービスショップ

募集代理店
(有)井田総合ビジネス

アフラック い〜な
0120-0269-17

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町 469-2
(営業時間) 祝日定休
月～土曜日 9:00～18:00
日曜日 10:00～18:00

※日曜日は月1回程度お休みをいただくことがあります

土日営業



<https://www.idasogo.co.jp>



税理士会

新型コロナウイルス禍の中小事業者支援策について

関東信越税理士会
高崎支部 税理士 鈴木 義 昭

《持続化給付金》

コロナ禍で大きな影響を受けている事業者を対象とし、売上が前年同月比で50%以上減少している中小企業や個人事業主に対して、法人は200万円、個人事業者などへは100万円を上限に現金給付するということです。

【申請期間】

令和2年5月1日から令和3年1月15日まで。

すでに申請・給付は開始されており、6月5日までに累計170万件余りの申請があり、その内、3分の2に相当する115万件の事業者に給付金が支給されたということです。

【スタートアップ企業にも対象範囲拡大】

今年1月～3月に創業したスタートアップ企業につ

いても給付対象になりました。1～3月のいずれかの月の売上が3か月の平均と比べて5割以上減少したと

証明できれば、最大200万円が支給されます。

【フリーランス支援強化】

主な収入を事業所得として確定申告している場合しかし申請できませんでした。申告する所得区分の違いで給付しないのは不公平との声に応え、雑所得や給与所得など事業所得以外の区分で収入を計上している場合にも給付対象に加えられることになりました。申請する際には発注元が発行する業務委託契約書や源泉徴収票などを必要資料として提出し、行政側が事業の実態を確認するとし、審査

には時間がかかる可能性があります。審査はありますが、広く給付が行

き渡るのではないかと思えます。

《家賃支援給付金》

大幅に減収となった中小企業や個人事業主を対象にテナント賃料を約半年分、最大で600万円を給付するものです。

【給付対象】

令和2年5月～12月の期間の売上高が、
①いずれかの月で前年同月に比べ5割以上減る
②連続する3か月で前年同期比3割以上減る

このどちらかの要件を満たした事業者が対象になります。

【給付額】

テナント賃料の3分の2を6か月分支給され、法人は月50万円、個人事業主は月25万円が上限となります。

複数の店舗を運営している場合は給付上限が法人は最大100万円、個人事業主は最大50万円までが現金で支給されます。

飲食や小売の店舗に限らず事務所などオフィスの賃料も対象になります。

【手続きの流れ】

持続化給付金同様、原則オンラインでの申請となるようです。支給開始は7月以降になりそうです。

【必要資料】

持続化給付金と同様の資料に加え、家賃契約書、賃料支払いを確認できる領収書の写しなどが添付資料として必要になると思われます。

【申請サポート】

給付金申請は原則電子申請となりますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、県内各市町村に「申請サポート会場」が開設されていますのでホームページ等で確認してください。

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部



シリーズ **経営寸**

話

「銀行は、お金がなくても
お金が貸せる」

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 小鮎 宏規

銀行は、お金がなくてもお
金が貸せる

いきなり何を言いだすの
かと思われるかもしれませんが、
「信用創造」
のお話です。

一般的には「銀行が企業
や個人に融資をする時、銀
行自身が保有しているお金
(貨幣や紙幣)を貸すから、
金がないと銀行も金が貸せ
ない」と考える人が多いで
しょう。しかし、信用経済
社会が発達した現在におい
ては事情が異なります。紙
幣は日銀発行ですが、実は
民間の銀行も日銀とは別の
形で通貨を市場に供給して
います。

紙幣や貨幣を現金通貨と
言いますが、これとは別に
預金通貨というものが存在
します。そしてこの預金通
貨は、銀行が企業や個人に
融資をすることで市場に供
給されます。これを経済学
では「信用創造」と呼んで
おり、銀行自身がお金(預
金通貨)を市場に供給する

ことから、保有するお金現
金通貨)を減らすことなく
融資が可能です。

融資の時の会計処理を考
えたら分かりやすいでしょ
う。企業が銀行からお金を
借りるとき、当該銀行の預
金残高が増えますので、企
業側の仕訳は、(借方)預金・
(貸方)借入金となります。
しかし、銀行側にとつては、
相手企業に対する貸付債権
を取得し同時に「預金債務」
を負うことになるため、(借
方)貸付金・(貸方)預金
債務となります。銀行の現
金預金が一切変動せずに借
り手側の預金残高が増える
ことにお気づきでしょう
か。この「預金債務」は、
振込や振替により決済手段

銀行BS (貸し手)	
貸付金 1,000	預金債務 1,000
・	・
・	・
事業者BS (借り手)	
普通預金 1,000	借入金 1,000
・	・
・	・

として使用されるので、銀
行の「預金債務」を預金通
貨と呼びます。

つまり、銀行が融資によ
りお金(預金通貨)を作れ
るので、「銀行は、お金の
なくてもお金が貸せる」の
です。

ここで、「銀行がお金を
作れたら、お金が無限に増
えてしまうのではないか」
と思われるかもしれませんが
が、そうはなりません。実
はこのお金(預金通貨)は、
返済により消滅します。銀
行が返済を受ける時の仕訳
は、(借方)預金債務(貸方)
貸付金ですから、貸付債権
が消滅すると同時に相手
から返済されたお金が銀行
口座から、ひいては、「こ
の世」から完全に消滅しま
す。

よって、銀行にとっては
お金の貸付や返済自体が重
要なのではなく、貸付先が
事業を継続し、その利益か
ら利息を支払うことができ
るか(信用)が重要になり

ます。極論すれば、事業を
継続しつつ利息を払っても
らえれば元本は返してもら
わなくても困らないことに
なります。

最近のコロナ禍による経
済の停滞により借金が大幅
に増えた事業者の方も多い
かと思えます。しかし、重
要なのは事業を継続するこ
とであり、借金を早期に返
すことではありません。そ
の借金が、その事業の継続
が、日本の通貨の源泉です。

令和2年4月現在、現金
通貨103兆円に対し預金
通貨(当座預金や普通預金)
は726兆円であり、定期
預金等の準通貨の522兆
円と譲渡性預金の27兆円を
加えた1380兆円が日本
全体で流通している通貨で
す(日銀2020年4月マ
ネーストック速報より)。
現金通貨以外の通貨は、
誰かの誰かに対する借金で
す(現金通貨は日銀の借
金)。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ 消費税の課税選択の変更に係る特例について

税務署に申請し承認を受けることで、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者を選択する(やめる)ことができます。

特例の対象となる事業者

- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、
令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち
任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、
著しく減少(前年同期比概ね50%以上)している事業者

消費税の課税事業者を選択する(やめる)届出等の特例

- **特例対象事業者は、税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する(又はやめる)ことができます。**

※「特定課税期間」とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間をいいます。

※特例の承認を受けようとする場合、原則として、特定課税期間の確定申告期限までに、承認申請書を税務署に提出してください。

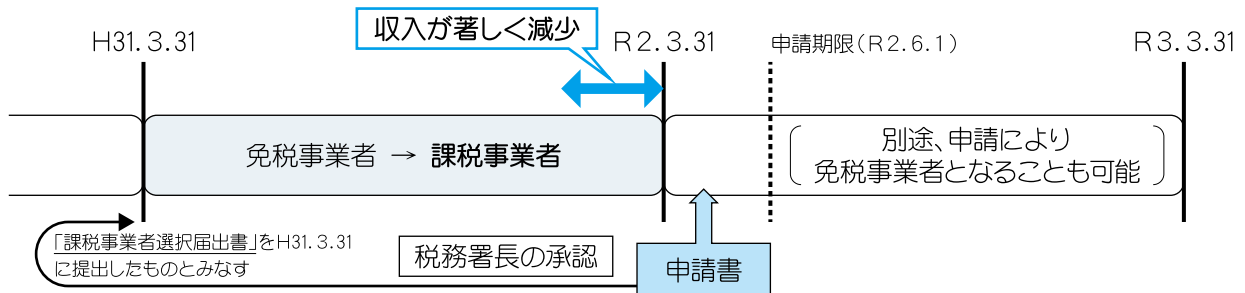
※課税事業者の選択をやめる場合であっても、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間(法人は前々事業年度、個人事業者は前々年)における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

- また、本特例により課税事業者を選択する(又はやめる)場合、
2年間の継続適用要件等は適用されません。

※このほか、新設法人が調整対象固定資産を取得した場合等における納税義務免除の制限について、税務署長の承認によりその制限を解除する特例が設けられています。

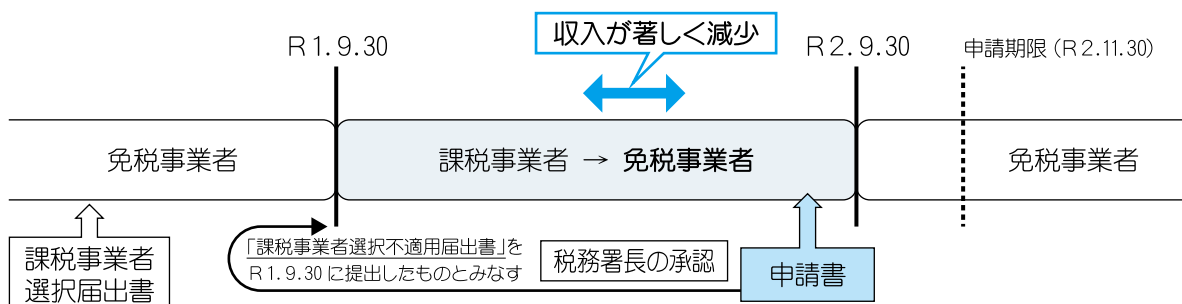
免税事業者が課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年3月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合（3月末決算法人の場合）



課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例

当初、令和2年9月期について課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年9月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（9月末決算法人の場合）



(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

簡易課税制度の適用に関する特例について

- 消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、**「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」**の特例が設けられています（消費税法37条の2）。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける（又はやめる）ことができます。

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 申請書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

国税庁

検索

詳細は右のQRコードにアクセス

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm>



新型コロナウイルス感染症の影響で

期限までに申告・納付が難しい方は 簡易な手続で期限延長が可能です (法人・個人の全ての方が対象)

Q 申告・納付の期限が延長できるの？

- 新型コロナウイルスの影響で、期限までに申告・納付等ができないやむを得ない理由がある場合、**柔軟に確定申告書を受け付ける**こととしています。

Q やむを得ない理由とは？

- 納税者や関与税理士が新型コロナウイルスに感染したケースに限らず、感染拡大防止の取組により外出自粛を行っているケースなどもやむを得ない理由に該当します。

Q いつまでに申請すればいいの？

- 申告・納付期限の前だけでなく、その**期限を過ぎた後でも申請を行うことが可能**です。

Q 申請の手続は？

- 申請する場合、必ずしも**申請書等を提出する必要はなく**、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記するか、e-Taxをご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど**簡易な手続で申請**できます。
- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。



表紙説明

群馬県指定天然記念物 ヒメギフチョウ

ヒメギフチョウ生息地

早春の里山にカタクリが可憐な花をつける頃、黄色と黒の縞模様をもつ美しいヒメギフチョウが、関東地方では渋川市赤城町だけで見られます。

地元では「赤城姫」と愛称されていますが、生息数の減少から群馬県天然記念物に指定され、地域の小学校や保護団体などが熱心に保全活動を行っています。

例年、4月末からゴールデンウィークの頃から、1ヶ月ほどの間に会えることができます。

群馬県指定天然記念物ヒメギフチョウの保護について
ヒメギフチョウはアゲハチョウ科の蝶で、北海道から本州の中部地方にかけて局部的に生息し、関東地方では本県が唯一の生息地を有するとして、昭和61年3月7日、県下全域を対象に県天然記念物として指定された。

現在、主として赤城山深山地区（渋川市）に生息しており、保護・調査活動等に努めてきた。



消費税期限内納付

推進運動

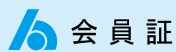
高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



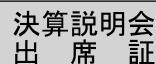
法人だより第177号

令和2年7月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)
〈発行所〉一般社団法人 高崎法人会
〒370-0006
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/
〈企画・編集〉広報委員会:委員長 羽鳥 武久
〈編集・印刷〉荒瀬印刷株式会社

法人会会員証シール ・研修会出席証シール のご案内



(ブルー)



(オレンジ)



(イエロー)

高崎法人会は税務署の協力団体として、適正な申告・納税に向け、各種活動を行っております。

このシールは、法人会の会員の証明及び、会員企業が税務説明会・研修事業に出席した証明となるものです。

このことにより、会員企業の地位向上を目指します。

今年度の会員証シールは別途郵送いたしました。

《書類を提出し申告される皆様へ》

- ◆法人会会員証シール
- ◆研修会出席証シール

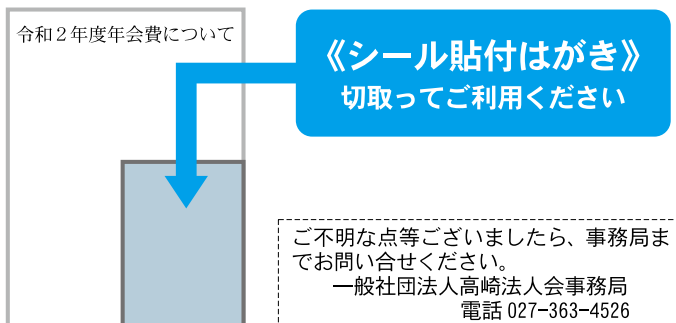
左下の小さなシールを「法人税確定申告書(別表1)」の青い用紙1枚目に貼付してご利用ください。

※研修会出席証シールには「決算説明会出席証」と「研修会出席証」があります。

《イタックスで申告される皆様へ》

「シール貼付はがき」について

税務署提出用の各種シール貼付はがきは、別途郵送させていただきますので、ご利用いただければ幸いです。



自動振替で会費を納入 頂いている皆様へ

振替日変更のお知らせ

平成27年度から振替日が変更となっております。

旧) 7月15日



新) 7月22日

※土日祝日の場合は翌営業日

